

別紙

羽島都市計画区域マスタープランの骨子案に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 主な都市計画の決定方針 (2)都市施設の整備に関する方針 【道路・鉄道・その他の交通施設】</p> <p>■意見 コンパクトな街における身近な交通手段の一つに自転車があります。 コンパクトシティ化が進むと、自転車利用の増加が予測されますので、歩行者だけでなく自転車も安全に通行できるようにするための空間の確保や段差の解消なども整備方針としてご検討ください。</p> <p>■理由 歩行者と自転車の安全をまもるため。 自転車利用の増加を見据えた交通施設整備を図るため。</p>	<p>本計画では道路整備へのユニバーサルデザインの導入、交通施設のバリアフリー化の方針を示しており、自転車に関することにつきましてもこの中に包括的に含まれております。</p>
2	<p>■意見 現行の都市計画マスタープランでPDCA サイクルという政策評価を勘案した場合、それぞれ達成した点、課題が残っている点を教えていただきたい。</p> <p>■理由 次期計画書に反映させるとき、どのような点を考慮して作成したのか知りたいため。</p>	<p>本計画は岐阜県が策定する都市計画区域整備、開発及び保全の方針を示す「都市計画区域マスタープラン」のうちの、「羽島都市計画区域マスタープラン」となり、本市が独自に策定します「羽島市都市計画マスタープラン」ではありませんことを前提に回答させていただきます。</p> <p>本計画は本市の都市計画について、県全体の視点から方針を定めています。</p> <p>一方、「羽島市都市計画マスタープラン」については、H33年度中の策定を予定しており、その中で現行計画の確認を行い、課題等を次期計画に盛り込んでいきたいと考えております。</p>

3	<p>■意見 地区計画とは、道路や公園の配置や規模、建築物についての規則を皆さんと市が相談して「まちづくり」のルールを、地域の特性に応じて定めることができる制度があるが、都市計画マスタープラン作成において、地区計画制度を用いて地域住民に聞く機会はあるのか？</p> <p>また計画外においても地区計画制度を用いて地域住民と相談して定めることを羽島市として実施しているのか？もし導入していないのであれば、不採用にしている理由を述べていただきたい。</p> <p>■理由</p>	<p>本市では現在、6地域で地区計画が定められております。その際においても、地域の方々のご意見を伺いながら策定いたしました。</p> <p>今後、地区計画を策定する際におきましても地域の方々のご意見を参考にして進めていきたいと考えております。</p>
4	<p>■項目及びページ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 【良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成】</p> <p>■意見 コンパクトな都市づくりを目指し～とあるが、これは利便性の高い地域公共交通網の整備作りや都市づくりと公共交通が一体となった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指すのですか？</p> <p>またコンパクトシティ・プラス・ネットワークを目指すのであれば、市街化調整区域に在住している地域住民に対して今後どのように説明していくのか？</p> <p>■理由</p>	<p>県全体の都市計画の基本的事項として、中心市街地の都市機能と各生活圏を公共交通や幹線道路のネットワークで連携させる集約型都市構造の形成を目指していくことが掲げられており、本計画でもコンパクトプラスネットワークの推進について記載しております。</p> <p>しかし、コンパクトプラスネットワーク実現の手法である立地適正化計画につきましては、本市では現時点において、策定の予定は未定となっております。今後、策定の方針となりましたら住民の方のご意見を伺ってまいりたいと考えております。</p>
5	<p>■項目及びページ (1)土地利用に関する方針</p> <p>■意見 住居系・商業系・工業系について、それぞれどのような取組をするのかももう少し列挙してもらいたい。</p> <p>他の項目と比べると簡略化（場所だけ指定）で、これが方針と言われ</p>	<p>本計画は岐阜県が策定する都市計画区域整備、開発及び保全の方針を示す「都市計画区域マスタープラン」のうちの、「羽島都市計画区域マスタープラン」となります。</p> <p>本計画の住居系・商業系・工業系は主要用途の配置についての</p>

<p>でも計画性がなさすぎる。</p> <p>■理由</p> <p>特に住居系については空家・空地の問題があり、どのように対応していくかは都市計画マスタープランでも重要な部分であり、少なくとも各務原市の同マスタープランでは空家・空き地について言及されている。</p>	<p>方針とするものです。具体的な内容については、H33年度に策定予定の「羽島都市計画マスタープラン」において示していきたいと考えております。</p>
---	---